

<論 文（経営史：企業集団）>

三菱グループにおける商標管理

— 戦後の財閥解体時における内容変化を中心に —

平 井 岳 哉

要旨

戦後、三井、三菱、住友の3財閥ではGHQによる一連の財閥解体政策で、財閥の機構そのものが根底から否定された。こうした中、旧財閥系の傘下企業群は、さらに新たな課題に直面した。それは財閥の商号商標の使用禁止令である。3つの旧財閥系企業はともに協力して、GHQや日本政府首脳へ陳情を行い、使用禁止令の施行取り止めに成功した。

使用禁止令を撤回させて、難題は解決したかのように見えたが、旧三菱系企業群にとって商号商標問題は、依然として複数の障害を抱えて重要な経営課題となっていた。戦前の財閥本社における商標登録の遅れとそれに伴う第三者による登録、本社に代わって商標管理を担った三菱商事の解散による商標保全のトラブル、三菱重工業の分割など企業分割によって生じた同一業種における複数企業による商標の使用、財閥家族との商号商標に関する保有権の明確化、などである。

旧三菱系企業群はこれを機に、1950年代から60年代初頭にかけて、グループ内での商号商標の管理について、管理組織の設置、使用基準マニュアルの作成などを骨子とした基本的な対策を講じた。商号商標のもつ信用性の維持保全のため、外部の第三者による不正使用を防止する一方で、内部のメンバー企業に対しても厳格な使用規定を設けるものであり、このルールは今日の三菱グループにおいても継承されることになった。

キーワード

経営史、財閥解体、三菱、商標、商号

はじめに

企業間競争が熾烈になってきている昨今、ブランドが企業資産における付加価値の1つとして評価されている。このブランドを視覚的に表したものとして、「商号」と「商標」があげられる。

通常、商号商標は個々の企業による単独での所有・使用が普通であるが、例外的に複数企業による同一の商号商標が行われているケースがある。企業集団の事例が該当する。この場合、親会社・子会社からなる縦の企業集団は実質的に1つの企業体であり、同一企業による商号商標使用と考えてもいい。しかし、横の企業集団、とりわけ三井・三菱・住友の旧財閥系企業集団の場合は、同じ歴史的出自を持つものの、別個に独立した企業群であり、この点で同一の商号商標を使用している稀な事例と考えられる⁽¹⁾。

そこには、商号商標のもつ信用性の維持保全のため、外部の第3者における不正使用を防止する一方で、内部のメンバー企業に対しても厳格な使用を規定するルールが存在することが考えられる。これを逆説的に表現すれば、旧財閥系企業集団では、商号商標の管理はメンバー企業間における重要な検討事項であったことが推測できる。

本稿では、横の企業集団のうち、三菱グループにおける商号商標の管理のあり方、とりわけ商標の管理について、その経緯と内容について考察する。この場合、商号商標の管理は戦前の財閥においても行われていたが、戦後の財閥解体の過程で大きく変容した。今日まで続く基本的な内容は、戦後にできあがったと判断でき、主として1950年代から60年代初頭に焦点を当てて考察を行う。

1 商号商標の禁止政令とその後の推移

第2次大戦後、GHQが行った経済改革は革命的なものであった。財閥解体では、財閥家族が持つ株式の強制移管や経営からの追放のみならず、機構にも改革の手が入れられ、財閥本社が保有する傘下企業群の株式の強制移管（その

後証券市場に公開)と持株会社である財閥本社の解体など、財閥そのものの存在が根底から否定されることになった。また、終戦以前に役員層に昇進していた経営陣のほぼ全員が公職から一斉追放を受けた。このほか、国内市場で独占的地位にあった大企業の分割も行われ、条件に該当する財閥系企業は分割の対象になった。

財閥系企業の受難はこれ以降も続いた。商号商標の禁止命令である。持株会社整理委員会では1949年9月に三井、三菱、住友系企業に対し、財閥の商号商標の使用禁止を指令した。それは、50年6月末日までの使用継続と51年6月末日までの1年間に限って経過措置として新商号との併用を認めるものの、それ以降は7年間の完全使用禁止を内容とするものであった。この指令は、50年1月に政令として公布された⁽²⁾。

終戦後に行われた一連の財閥解体政策には商号商標の使用禁止はなかったものの、過度経済力集中排除法や企業再建整備法の適用の機会に、GHQは旧財閥系企業に対して財閥商号を使用しないように逐次指導を行っていた。新商号に変更する企業が続出する一方で、その指導は個別的なものであり、根拠となる法令も整備されていなかったことから、集配法や再建法の適用を受けなかった企業を中心に商号を変更しなかった企業も多数存在するなど混乱した状況が発生した。

政令が公布された1950年1月時点で、商号変更を必要とした企業は、三井15社、三菱19社、住友10社の合計44社であった。このうち旧財閥の直系企業レベルは、以下の通りであった。

三井・・・鉱山、化学、造船、倉庫、船舶、不動産

三菱・・・地所、電機、鉱業、石油、倉庫、製紙、化工機、汽船

住友・・・海上火災保険、電工、倉庫

(いずれも財閥商号を省略)

商号商標の使用禁止の方針に対して、3財閥では揃って反対の意思を表明し

た。反対運動の先頭に立ったのは、いずれも財閥商号を存続していた企業であり、三井では代表が山川良一（三井鉱山社長）、窓口担当者が江戸英雄・氷室捷爾（いずれも三井不動産）、三菱では代表が石黒俊夫（三菱本社清算人）、高杉晋一（三菱電機社長）、窓口担当者が阿部定明（三菱電機）、住友では代表が花崎利義（住友海上火災保険社長）、窓口担当者が長谷川健（住友海上火災保険）、平真寿美（住友電気工業）の各氏達であった。⁽³⁾

3財閥が協力することになったきっかけは、三井側からの勧誘であった。戦後GHQの政策遂行をチェックする意味で5人委員会なるものがGHQ内に設置されたが、委員の1人である米国人弁護士のパッチンソンが任務終了後も日本にとどまって弁護士業を開業し、三井化学に技術導入の斡旋を行った。その際に、三井側では彼に商号商標の話を持ちかけたところ、米国政府への働きかけを行う旨の申し入れがあり、三井では協議の結果、ほかに反対の意思を米国政府首脳に伝達する有効な手だてがない以上、このルートを使わざるを得ないと判断し、この依頼に応じることになった。しかし、見返りとして要求された報酬が高かったこともあり、三井単独での負担では重すぎることから、同じ恩恵を受ける三菱、住友に対して1950年2月頃に交渉を行った。三菱・住友ではそれぞれ関係者間で協議の結果、この申し出に同意し、3財閥が応分の負担で協力体制をとることになった。

反対したのは、商号商標の変更には、煩雑な手続きと多額の経費がかかるという現実的な理由であった。政令が施行された場合、新社名や新商標に改称するため株主総会を開催して承認が経る必要があり、総会開催にあたっての印刷費、通信費、会議費、登記・登録費、新株制作費などの発生が予想された。さらに、新しい商号商標を周知させるためには、広告宣伝費、看板などの新作成費、機械設備における改造費、事務用品・調度品における新制作費などさまざまな追加的費用の発生も考えられ、試算した被害額は、3財閥全体で直接的費用として約15億円、間接的な損害金はその10倍の約150億円にものぼることが予想された。しかし、各社がなによりも恐れたのは、長年使用してきた財閥の

商号商標による信頼を一夜にして喪失することであった。

ハッチンソンはその後本国への工作を開始したが、どの程度の効果があったかについては不明である。しかし、政令実施も間近になり、3財閥では複数のルートで工作する必要があると判断し、政治家への接近を図った。個人的なつてを頼った結果、1950年4月に3財閥の代表者が吉田茂首相を訪問して、事情を説明するとともに、商号商標の使用禁止は、①財閥系企業の経営を直撃し、貿易などに悪影響を及ぼすこと、②すでに財閥解体によって旧財閥系企業の株式が財閥家族や財閥本社から離れており、証券市場において一般に公開されつつある現状を踏まえれば、新しく株主となる一般大衆が商号商標変更の負担を被るなどの理由をあげて、政令実施の延期を正式に懇請した。

陳情に対して吉田首相は理解を示し、GHQへ政令延期を働きかけることを了解した。吉田首相の働きかけにより、商号使用禁止の政令は1950年5月になって、51年7月からの施行を1年間延期されることになった。その後も反対運動は継続され、冷戦構造におけるアメリカの対日占領政策の転換とも重なり、51年3月には、51年7月からの施行をさらに1年間延期する政令が出された。その間に、51年9月における講和条約の調印と翌52年4月の条約発効により、52年4月から5月にかけて占領時における一連の政令自体が廃止されることになった。

結局、商号商標の使用禁止の政令は2度の施行延期とその後の政令廃止によって、実施されることはなかった。最終決着を踏まえ、いったん商号を改称していた旧財閥系企業の中には財閥商号への社名に復帰する企業が相次いだ。

2 三菱グループが抱えた商標管理における問題点

(1)三菱財閥時における商標管理の失敗

財閥商号商標の使用禁止令を撤回させて、難題はいっけん解決したかのように見えた。しかし、旧三菱財閥系の企業群には商号商標の管理問題、とりわけ

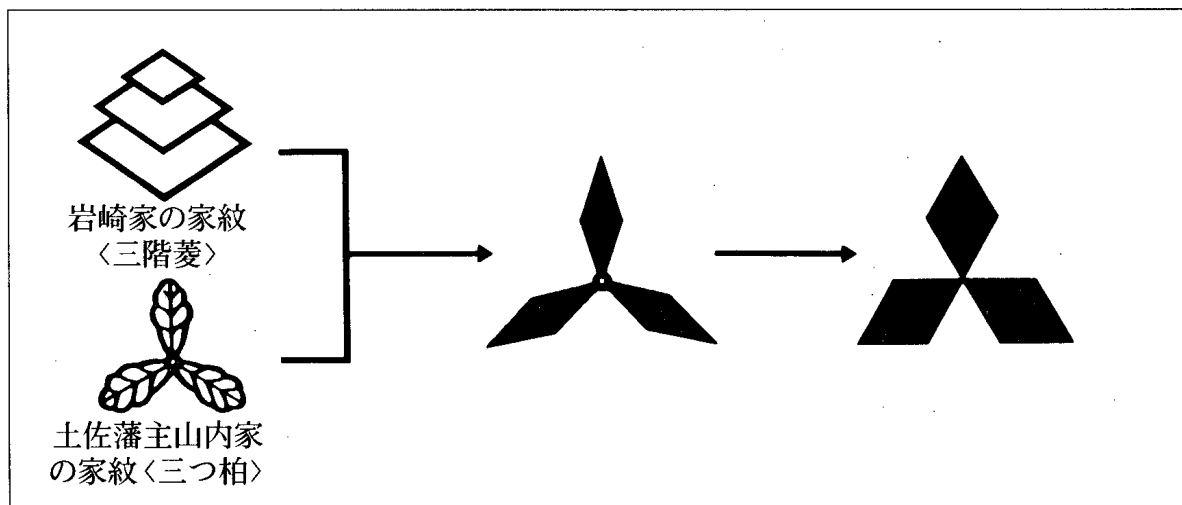
商標の取り扱いは依然として重要な経営課題となっていた。というのも、三菱グループでは、商標に関して早急な解決を必要とする複数の問題が存在していたからである。

第1は、財閥時における商標管理の失敗が影響したことである。もともと三菱の商標は、明治初期の創業期につくられたものであった。幕末時、大阪で土佐藩の藩営事業であった開成館大阪商会は維新後、明治政府の藩営事業禁止令により藩から分離されることになり、1870（明治3）年10月に土佐湾の別称である九十九洋の名にちなんだ九十九商会へと改称された。九十九商会は依然として土佐藩の支配下であったが、71年7月の廃藩置県で土佐藩が解体されたため、同商会の経営の任に当たっていた岩崎弥太郎が藩首脳の要請により九十九商会の事業を引き受けることになり、藩船や事務所などを買い取った。同商会は72年に三川商会と改称、ついで73年3月に社名を三菱商会に改称し、岩崎弥太郎は社主になった（三菱商会は、1874年に三菱蒸気船会社に改称。1885年の日本郵船設立に伴い、海運事業を分離の上、1886年に三菱社を設立。その後商法の施行により1893年に三菱合資を設立。三菱合資は1937年に三菱社に改称後、1943年には三菱本社に改称。戦後財閥解体により1945年に解散となった）。

藩営事業から私商社への改組にあたって、図1にあるように、弥太郎は土佐藩主山内家の家紋である「三つ柏」と岩崎家の家紋である「三階菱」を組み合わせ、三菱の商標（スリーダイヤモンドのマーク）を創案し、九十九商会の汽船の船旗として使用した。後に社名（商号）を三菱にする由来となったもので、商標が先にできて、その後商号に採用された経緯があった。なお当初のマークは、菱の幅が細く、剣菱のように尖っているものを使用していた⁽⁴⁾。

海運事業がいまだ軌道に乗っていなかった創業期、土佐藩の事業であるかのように周囲の人々に思わせる必要があり、遠目から見れば山内家の家紋として見えるマークをつくったものと考えられる。

図1 三菱マークの由来



資料：財団法人三菱経済研究所『三菱のあゆみ』1997年

日本における商標登録は、1884（明治17）年にまで遡ることができる。これに対して、商標に対する三菱財閥の認識は薄く、財閥本社にあたる三菱合資が特許庁に申請して三菱商標を登録したのは、1914（大正3）年6月のことであった。しかも登録されたのは、当時の商標法施行規則に規定された67の商品類別のうち、下記にあるように、わずか7つの商品類別についてのみであった。⁽⁵⁾

- ・第1類（一部） 化学品のうち胆ばん（硫酸銅から成る鉱物 筆者注）
- ・第6類（全部） 銑鉄・鍛鉄・鋼鉄・条鉄・銅・錫・鉛・そのほか他類に属せざる金属およびその半加工品
- ・第9類（一部） 貴金属のうち金・銀
- ・第17類（全部） 汽缶・汽機・発電機・電動機・揚水機・送風機・捺染ロール・そのほか他類に属せざる機械機器およびその各部
- ・第18類（一部） 電気諸機械器具およびその各部
- ・第20類（全部） 船舶・車輛・その他運搬用機械器具およびその各部
- ・第47類（全部） 蚕豆・大豆・胡麻・その他の穀菜類

登録申請が大きく遅れた間に、表1にあるように、調帯、清酒、清涼飲料、福神漬、名刺、鉛筆など複数の商品において、三菱商標が第3者によって登録されており、後に禍根を残すことになった。⁽⁶⁾

表1 第3者が登録している三菱商標の事例

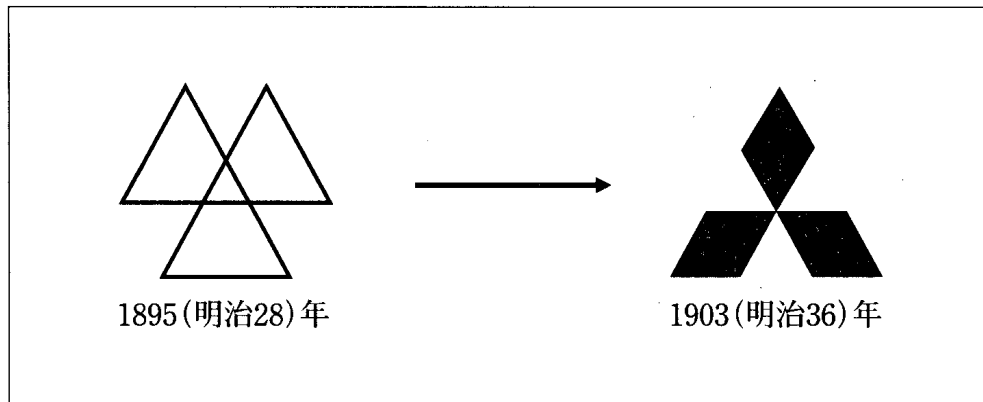
指定商品	種別	指定商品	登録権者	登録番号	原登録年月日
 三ダイヤモンド印	旧17	調 帯	日本皮革(株)	29389	1907(明治40)年5月7日
三 ツ 菱	旧38	清 酒	(株)よしのや	49968	1911(明治44)年9月7日
	旧40	清 涼 飲 料	松田工業(株)	109274	1919(大正8)年11月11日
	旧45	福 神 漬	(株)内田商店	40878	1910(明治43)年4月29日
	旧50	名 刺 用 紙	(株)三菱名刺	50656	1912(明治45)年2月19日
	旧51	鉛 筆、ペ ン	三菱鉛筆(株)	18865	1903(明治36)年2月27日
三 ツ 菱	〃	文 房 具	〃	76677	1915(大正4)年12月27日
 三菱鉛筆	〃	鉛 筆	〃	84097	1917(大正6)年2月5日

資料：三菱商標事務打合会『三菱マーク使用基準』1974年

代表的事例として、三菱鉛筆があげられる。三菱鉛筆の前身である眞崎鉛筆製造所は、1887(明治20)年に設立された。全国の郵便局での使用など逓信省御用品として採用された眞崎鉛筆では、同社の各種鉛筆、ペンなどの商品のマークとして、1903年1月に三菱商標を出願し、同年2月に登録された。それまで眞崎鉛筆では、図2にあるような「三ツ鱗」の商標を登録していたが、これを三菱商標に変更したのである⁽⁷⁾。

たしかに商標を使用し始めた時期からすれば、三菱財閥の方が眞崎鉛筆に比べて早いものと考えられる。しかし、商標は登録機関に出願して初めて効力を持ち、登録においても早い日付で出願したものを優先的に認める先願主義を原則的に行っている。その点で、眞崎鉛筆の行動に非を唱えることはできない。

図2 三菱鉛筆（眞崎鉛筆）の商標の変遷



資料：三菱鉛筆株式会社『時代を書きすむ三菱鉛筆100年』1986年

むしろ三菱財閥、具体的には三菱合資の商標への認識があまりにも乏しかったと判断せざるを得ない。三菱商標は当初海運業における船旗としてつくられたものであり、今でいうところのサービス業に該当し、製造会社ではなかったことが商標に関する認識を薄くさせたものと考えられる。さらに、当時の商標登録では細かに分かれた商品類別ごとに申請を行う必要があった。その際、眞崎鉛筆が商標を登録した類別が、三菱財閥に関係する事業とかけ離れたもので実害がなかったことも、三菱合資における商標への迅速な対応を起こさせなかった要因になったと考えられる。

三菱財閥では、1919（大正8）年6月になって、三菱合資が保有していた商標を傘下の各会社に委譲することになり、以後、基本的には各社が必要に応じて商標登録を行うことになった。このうち、三菱商事は1918年に三菱合資営業部が独立して設立されたが、当初は三菱合資から穀菜類の商標の委譲を受けただけであった。しかし、社会において商標の重要性が認知されるにつれ、第三者からの商標侵害のおそれが出てきたため、いっけん関係のない商品であっても可能な限り、三菱の商標や三菱、Mistubishi、Three Diamondsなどの文字を登録する必要が生じた。そのため財閥内で各製造会社のつくる商品を販売し

ていた三菱商事では、未登録であった他の商品類別にも三菱商標の追加登録を行うとともに、既に登録済みの三菱商標について第三者から買い取りを図るなど、以後三菱商標の保全に対して主導的役割を担うことになった。⁽⁸⁾

三菱商事は、海外における商標管理についても各社を代表して各国に登録し、その維持にあたった。このうちフランスを事例にあげると、1931年に三菱商事では世界各地の支店、出張所に対して三菱の商標が登録されているかどうかを確認するように指示を出したが、フランス三菱（実質的には三菱商事フランス支社）では、1924年の会社設立時にフランス国内で商標の登録を行った。この商標は、マドリッド国際協定によって協定に加盟した欧州の主要国でも20年間にわたって保護されることになり、自動的にスイスのベルンにある国際機関に登録されることになった。⁽⁹⁾

(2)三菱商事解散による影響

第2は、三菱商事の解散によって発生した商標管理の失敗である。戦後、三菱商事は1947年7月にGHQよりとともに突然に解体の指示を受けて1947年11月に解散させられ、これ以降約160社にもものぼる新会社への分散を余儀なくされた。

その後1953年時において、三菱系各社が所有していた三菱商標の登録総数は433件であったが、以下にあげた内訳のように、三菱商事の所有数は圧倒的なものであった。⁽¹⁰⁾

三菱商事	374件、	三菱鉱業	20件（三菱金属鉱業を含む）
三菱重工業	12件、	三菱製紙	19件
三菱製鋼	11件、	三菱化工機	46件
三菱化成工業	35件、	三菱電機	41件

上記の各社別の件数は、1件の商標権であっても数社で共有している場合には、その数社のそれぞれに各1件として計上しているため、商標権の総数であ

る433件を上回る数字となっている。433件の中で複数の会社によって共有されている三菱商標は96件であり、うち76件に三菱商事が関わっていた。

また三菱商事は海外における商標においても、中国を除いて約210件を保有しており、このうち商事特有のものを除き、いわゆる三菱商標は150件もあった。登録した国は欧州、アジア、北南米、豪州など24カ国にのぼった⁽¹¹⁾。

しかし、企業の解散という予期せぬ事態を受け、商標保全の処置が適切にとられなかったものが続出しており、1953年1月時点で権利失効により早急な回復措置をとる必要があるものが計74件にも及んだ⁽¹²⁾。

事実、商標に関するトラブルが相次いで発生した。たとえば、1951年夏には国内で三菱商標を盗用した電球が多数販売される出来事が起きた。海外においても、三菱電機はミシンに関して戦前三菱商事の名義で南米チリに登録していたが、1950年9月に商標権の存続期間が満了となった。この直後に、チリの地元商社が三菱商標を含む日本製ミシンの著名商標8種について登録を済ませたため、三菱電機は商標が復活するまでチリへのミシン輸出が中断されることになった⁽¹³⁾。

(3)企業分割による影響

第3は、企業分割によって発生した課題である。戦後、旧三菱財閥系の企業では、解散の指示を受けた三菱商事以外に、集排法の適用による強制的な企業分割、再建法の申請による自主的な企業分割など、表2のように複数の企業で分割が実施された⁽¹⁴⁾。

商標における懸念事項は、①同一業種内で複数の企業に分割された会社から、競合する製品が生産、販売された場合、同一商品において複数企業に三菱商標が付されることであった。こうした現象は、分割した同じ歴史的出自を持つ企業からすると当然の権利ではあるものの、商標保護制度の第一義的な目的である商品出所の混同防止を三菱系企業自らが破っていることになり、消費者を混乱させることが考えられた。②さらに、これを避ける意味から、三菱商標を一部手直ししたり、他のマークや記号などを付加した場合、修正が加えられた

表2 三菱系企業における企業分割、社名変更の事例

社名	内容	推移(1945年から1965年までの関連する出来事)
三菱商事	解散、 社名変更	47年11月、解散(同年7月に解散命令)。 50年4月、清算中の三菱商事は第2会社として光和実業を設立。 52年8月、光和実業は三菱商事に改称。 54年7月、三菱商事は不二商事、東西交易、東京貿易を合併、大合同を実現。
三菱信託	社名変更	48年10月、朝日信託銀行に変更。 52年6月、三菱信託銀行に改称。
三菱銀行	社名変更	48年10月、千代田銀行に改称。 53年7月、三菱銀行に改称。
三菱製鋼	分割、 社名変更	49年12月、長崎製鋼と東京鋼材に分割。 53年6月、長崎製鋼は三菱製鋼に、東京鋼材は三菱鋼材に改称。 64年2月、三菱製鋼と三菱鋼材の合併により、三菱製鋼が発足。
三菱重工業	分割、 社名変更	50年1月、東日本重工業、中日本重工業、西日本重工業に分割。 52年5月、中日本重工業は新三菱重工業、西日本重工業は三菱造船に改称。 52年6月、東日本重工業は三菱日本重工業に改称。 64年6月、新三菱重工業、三菱日本重工業、三菱造船の合併により、三菱重工業が発足。
三菱鋁業	分割、 社名変更	50年4月、三菱鋁業と太平鋁業に分割。 52年12月、太平鋁業は三菱金属鋁業に改称。
三菱化成工業	分割、 社名変更	50年6月、日本化成工業、旭硝子、新光レイオンに分割。 52年7月、日本化成工業が三菱化成工業に改称。 52年12月、新光レイオンが三菱レイオンに改称。

資料：三菱広報委員会『みつびしプロフィール2001』2001年

個々の商標が複数の企業から出される前例をつくることなど、いずれの場合においても第3者における類似商標の登録を招く危険性があったことである。特に②の場合、商標の組み合わせは無限であり、その各々が別々の商標として登録された場合、三菱商標自体が否定されることにつながる危険性があった。⁽¹⁵⁾

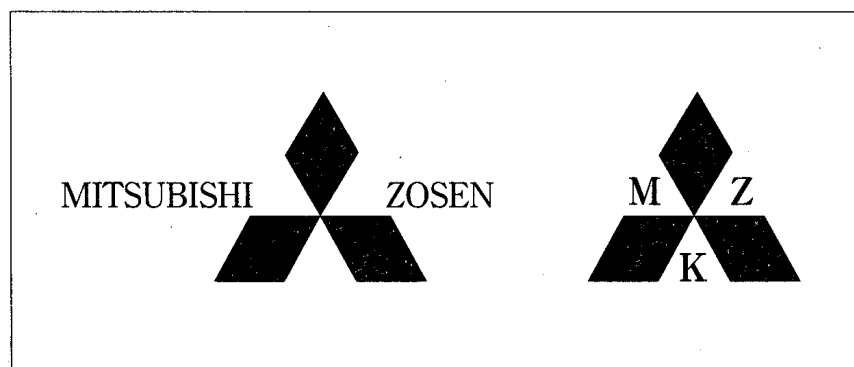
具体的な企業分割では、三菱重工業、三菱製鋼が該当し、特に三菱重工業が大きな問題となった。旧三菱財閥系の製造会社で中核会社ともいえる三菱重工業は終戦時、全国に23カ所の事業所・工場をもつ一方、事業では造船から造機（造船機械・原動機）、車両、機器、航空機などを生産する巨大企業であった。企業分割にあたってはその方法をめぐって事態が二転三転し、最終的に決定されたのは、事業部を主体とした企業分割ではなく、横浜・神戸・長崎の各造船所を中心とする地域による3社分割であった。そのため、分割された3社の経営資源は程度の差はあるものの同質的なものであり、既存事業のみならず分割以降の新規事業において、3社間はほぼ全面的に競合した。⁽¹⁶⁾

1950年の3社分割から52年の三菱商号への復帰までの期間は、3社は三菱商標を使用せず、それぞれ独自の商標を使用していたが、三菱商号への社名復帰に合わせて、3社ではそろって商標を三菱マークに戻した。この際、3社は三菱マークに修正などをいっさい施さなかった。⁽¹⁷⁾

同じ三菱マークを商標としたため、3社間では判別が難しいなどの不都合が生じた。そのため、

三菱造船を例にあげると、①製品にはネームプレートをつけ、ネームプレートには社名、事業所名を記載すること、②ネームプレートをつけられない場合やそのほか他の2社と区別の方法がない場合

図3 三菱造船が使用した商標



資料：三菱重工業株式会社『三菱造船株式会社史』1967年

は、図3のように三菱商標に近接して社名を必ず記載するなどの工夫を行って識別を行った。⁽¹⁸⁾

結局のところ、同一業種内で企業分割が起きた場合の商標問題の根本的な解決は、合併以外になく、3重工会社間における商標問題は1964年における3社の合併までこの状態が継続された。

(4)財閥家族との間の保有権の明確化

三菱商標は初代社長である岩崎弥太郎によって岩崎家の家紋を修正してつくられたことから、商号商標はともに岩崎家の所有物であるような性格を多分に有していた⁽¹⁹⁾。

この考えは旧財閥時にはまったく問題ではなかったものの、財閥解体以降、各傘下企業は岩崎家および持株会社であった三菱本社からの株式支配を脱しており、このため商号商標の保有権が自社にないという点で経営問題に発展する可能性もあり、岩崎家との間に保有権についてどのように折り合いをつけるかが課題となった。

当初は保有権の所在について明白な白黒をつけてはいなかったと考えられるが、1954年2月、三菱グループの戦後初めての共同出資会社として三菱セメントが設立された際、最終的な保有権の所在が明確化された。三菱セメントの設立にあたって、三菱鉱業の経営陣は事前に岩崎家に対して三菱の冠名を付けることについての打診を行った。三菱本社4代目社長であった岩崎小弥太が1945年に死去した後、本社元副社長であった岩崎彦弥太（岩崎家本家の3代目。岩崎弥太郎の長男で三菱3代目社長であった岩崎久弥の長男）が当時存命しており、彦弥太を岩崎家代表と見立て手続きをとったものと想定される。これに対して、岩崎家では当初三菱の社名を付けることに難色を示したといわれている。しかし、三菱鉱業の首脳部は商号使用を強く希望し、社長会である金曜会は協議の結果、三菱の商号を使用することを承認した⁽²⁰⁾。

これにより1954年2月時には、三菱の商号商標の保有権は実質的に社長会に移管しているのがわかる。ただし、彦弥太が存命中（1967年9月死去）の間は儀礼的な手続きが岩崎家との間において行われたものと考えられる。

3 三菱グループにおける商標管理

(1)管理機関の設置

商号商標におけるトラブルの防止とそのための方針づくりは、メンバー企業における共通した経営課題であった。

三菱本社の清算人であった石黒俊夫（後に三菱地所の会長に就任）は、三菱本社の清算終了後、自分の持つ人的ネットワークなどを駆使して、1952年6月に多くの三菱系企業の参画のもと商号商標に関する会議を主宰し、53年1月には商標に関する報告書を取りまとめた。石黒は、商号商標に関する諸問題の解決を媒介に、旧三菱財閥のメンバー企業間による新たな集団形成と、あわせて戦前の財閥本社に相当する統括的機関をグループ内に設置することを企図した。⁽²¹⁾

統括的機関の設置という石黒の思惑は実現しなかったものの、この報告書をベースにして、戦後の三菱グループにおける商号商標の管理における基本方針がつくられた。これにより、歴史的出自を同じとする複数企業による同一商号商標の管理・運営の大枠が設定されたと考えられる。

さらに1955年までに社長会の決定に基づき、金曜会の内部に三菱社名商標委員会とその下部の事務機関として三菱商標事務打合会が発足した（三菱商標事務打合会はその後三菱商標打合会に改称している）。これ以降、三菱商標の権利保護、使用方法などについてこれらの機関が中心になって各社間の連絡調整を行うとともに、第三者による不正使用を防御・防止するために、関係企業と一緒に情報収集や法的措置などの対応をとることになった。これにより、商号商標はグループ全体の財産として、社長会配下の組織に管理が委ねられるようになったものと考えられる。⁽²²⁾

なお、委員会および打合会の活動は、現在においても存続している。インターネット上の三菱グループのポータルサイトでは、商標について以下の記述がある。⁽²³⁾

.....
三菱マークの管理

三菱マークの有する信用や価値を護り、維持していくために、三菱各社は終始一貫して一流の製品・サービスを提供するとともに、以下の通り三菱マークの商標権を確保して、その適切な使用管理に努め、万一第三者による三菱マークの不正使用がある場合には、これを防禦・防止する等の対策を講じております。

①三菱マークの登録確保及びその適切な使用の管理

三菱マークの商標登録及び使用については、現在三菱社名商標委員会の監督の下、その下部組織である三菱商標打合会が管理しています。現在三菱の中核会社により日本及び海外140カ国以上で約5000～5500件の三菱マークの商標登録がなされており、300を超える国内外の三菱を冠する会社の使用に供されています。

三菱マークは、自動車・電気品等の商品、金融・不動産管理等のサービスに使用されているだけでなく、上記の会社のロゴ等としても使われており、これら使用が適切になされるように配慮しています。

②第三者による三菱マーク濫用の防止

他人による三菱商号、三菱マークの不正使用の排除。三菱マークを不正に使用したり、三菱各社が永年培ってきた三菱の信用や価値にただ乗りし、延いてはこれを損ねてしまうようなケースが、国内・海外、業種をとわず発生しています。これに対しては、三菱社名商標委員会のもと、三菱商標打合会において常時情報収集検討を行い、場合により警告状を発したり訴訟を提起する等の措置をとることにより、三菱に対する社会の信頼を損なわないようにしています。

.....

第3者による不正使用を阻止したケースでは、1966年5月に大阪高裁で判断が出された三菱建設の事例があげられる。これは、神戸の地場建設会社が三菱建設の名で土木建築業を営んでいたのに対して、三菱地所が原告となって三菱商号の使用禁止を求めて提訴し、勝訴したものである。大阪高裁では、「被告の行為は単に原告会社の利益を害するのみならず、三菱の名を冠する同系諸会社の利益をも害する」として、社名変更の判決をくださった⁽²⁴⁾。

(2)グループにおける商標管理の変更

戦後の三菱グループにおける商標管理は、財閥時における管理といくつかの点で内容を異にしていた。

第1に、戦前においては三菱商事が多くの商品類別で商標を登録していたが、各製造会社が自社の商品類別のほかに、関連するであろう周辺の商品類別まで登録することが基本となったことである。これは、戦前三菱商事が財閥内での各製造会社の独占的な販売業務を担っていた状況から、戦後は三菱系以外の企業の商品も取り扱うようになったこと、さらに各製造会社も三菱商事以外の商社を経由して販売する機会が増えたことへの対応でもあった。同時に、財閥の形態が崩壊し、自立的な関係となった各企業間において、商標の権利を共同で保有することにも支障があると判断され、できるだけ単独企業での保有へ切り替えられることになった。以上の方針から、三菱商事が既に単独で保有、もしくは製造会社と共有していた多くの商標について、各製造会社への権利の委譲が行われた⁽²⁵⁾。

第2に、商標の内容と保有する会社の合致化が進められた。旧財閥下での商標保有では、商品から見て当然該当する製造会社が所有していると思われるものの中に、実は所有していないケースが多々あった。たとえば、三菱石油は石油について三菱商標を所有していなかった。また電球について三菱電機は三菱商標を所有せず、三菱化工機がこれを所有し、石炭では三菱鉱業が三菱商標を所有せず、三菱化成が所有していたなどである。商標の製造会社への権利委譲

では、商品内容と製造会社の一致を前提に進められた。⁽²⁶⁾

第3に、商号商標の付与の範囲についてメンバー企業を基本とするものの、メンバー企業の子会社まで含むことについてメンバー企業間の合意が得られたことである。

既に戦前においても、三菱商号の付与はメンバー企業の子会社まで拡大されており、戦後もメンバー企業の要望により、この方針は引き継がれることになったものと考えられる。ただし、実際の付与においては、会社規模、経営方針、製品技術などの点で過去三菱系企業が維持してきた綱領や水準に合致するかどうか厳格な審査と慎重な判断が行われ、無制限な付与拡大ではなく、あくまで厳選された会社のみが三菱の商号商標を付与されることになった。⁽²⁷⁾

1969年時における三菱商号を付けた企業は、金曜会の正規メンバー企業以外に、三菱重工業の子会社である三菱原子力工業、三菱商事の子会社である三菱鉱石輸送などメンバー企業の子会社を含めて、合計35社であった。詳細は、以下の通りである。⁽²⁸⁾

金曜会正規メンバー・・・重工業、倉庫、銀行、信託銀行、鋳業、金属鋳業、地所、電機、石油、化成工業、レイヨン、製鋼、製紙、セメント、油化、モンサント化成、化工機、江戸川化学、樹脂、商事
(20社)
(いずれも社名で三菱を省略)

正規メンバーの子会社・・・原子力工業、アセテート、レイノルズアルミニウム、テー・アール・ダブリュ、プレシジョン、液化瓦斯、自動車販売、キャタピラー、事務機械販売、ヨーク、マロリー冶金工業、鉱石輸送、コミンコ製錬、ノートン、君津開発
(15社)
(いずれも社名で三菱を省略)

参画したメンバー企業の子会社の中には、キャタピラー三菱（三菱重工業の子会社）、三菱ノートン（三菱金属鋳業の子会社）、三菱プレシジョン（三菱電機の子会社）、三菱アセテート（三菱レイヨンの子会社）というように、外国企業との合併企業がいくつか名を連ねているのも特徴といえる。外国企業との合併会社に三菱商号を付与するか否かはきわめて重要な経営決定であり、メンバー企業独自の判断ではなく、社長会でその合否が判断されたものと考えられる。

ちなみに、2002年における三菱化学、三菱重工業、三菱商事の子会社群を調べたところ、表3にあるように、いずれも三菱の商号を有する子会社の数はきわめて少数であり、上記の方針が現在も遵守されているものと考えられる。⁽²⁹⁾

(3)管理マニュアルの作成

三菱商標の管理保全のため、1959年の商標法改正に契機に、1961年に三菱商標の使用基準を記載したマニュアルが作成された。その後、このマニュアルは1966年、1974年に改訂された。⁽³⁰⁾

三菱商標の使用にあたっての基本的原則としては、「使用する主体は三菱会社自体でなければならないこと」、「使用にあたって三菱会社全体への配慮を行うこと」、「マークを使用する商品、サービスが優秀でなければならないこと」、「第3者に対しては三菱マークおよび類似マークも使用を許してならないこと」などがある。

また注意事項としては、以下の項目があげられる。

- ①三菱マークは常にそのままの形態で使用し、変形や粉飾を行ってはいけない。
三菱マークの色は何色にしても差し支えないが、三つの菱形は同一の色でなくてはならない。
- ②三菱会社の従業員がその私有物に三菱マークを付したり、また、会社とは別のグループが三菱マークを使用したりすることを認めてはならない。
- ③原則として第3者の社標または商標と三菱マークのみを近接して併記してはならない。

表3 三菱化学、三菱重工業、三菱商事における三菱商号をもつ子会社群

社名	子会社数	うち三菱商号を有するもの		
		社名が付されているもの(三菱化学〇〇、三菱重工〇〇、三菱商事〇〇)	左記のものを除き、三菱の商号のみが付記されたもの	その会社名
三菱化学	137社	15社	12社	3社 ・三菱ウェルファーマ ・三菱エンジニアリング プラスチック ・三菱樹脂
三菱重工業	136社	16社	13社	3社 ・三菱原子燃料 ・三菱自動車工業 ・三菱農機
三菱商事	222社	16社	11社	5社 ・三菱開発 ・三菱鉱石輸送 ・三菱液化瓦斯 ・三菱オートクレジット リース ・三菱製紙販売

注意：子会社は、連結子会社、持分法適用会社、および上記に該当しない子会社・関連会社の総数。ただし、海外法人は除く。

資料：東洋経済新報社『週刊東洋経済臨時増刊 日本の企業グループ2002』
2002年

- ④三菱会社以外の第三者で、例外的に三菱マークの商標登録を行っている者がある。三菱マークを使用する場合には、これら第三者との間に不測の問題を起さぬよう注意しなくてはならない。

使用上の細則が設けられているケースは、下記のあるように、きわめて詳細かつ多岐にわたっている。項目は、第1に、使用する会社レベルでの規程（下

記一覧の①～③が該当)、第2に、三菱系企業の生産した商品もしくは技術を使用する場合の規程(下記一覧の④～⑧が該当)、第3に、その他企業に関連する団体での規程(下記一覧の⑨～⑩が該当)、の3つに分けられる。

細則対象ケースの一覧

- ①三菱会社が単独で使用する場合
- ②複数の三菱会社または三菱グループの共同広告で使用する場合
- ③子会社、特約店、販売店等で使用する場合
- ④三菱会社の商品を原材料または部品とした製品を第3者が製造する場合
- ⑤第3者の製造した商品を三菱会社に取り扱い、販売する場合
- ⑥三菱会社が第3者に対して、特許、実用新案、意匠の実施許諾、または技術指導をしている場合
- ⑦外国において三菱会社の技術指導のもとに、三菱会社の部品を使用して製造した完成品に三菱マークを使用する場合
- ⑧三菱会社が第3者より、特許、実用新案、意匠の実施許諾、または技術指導等を受けている場合
- ⑨労働組合、厚生団体などで使用する場合
- ⑩三菱各社の共同施設で使用する場合

上記の一覧の中で「子会社、特約店、販売店等で使用する場合」を例にあげると、「自家用の什器、備品および事務用品」や「広告宣伝物」での使用基準がそれぞれつくられており、「広告宣伝物」では、具体的に「旗の類」、「衣服、帽子の類」、「筆記用具」、「印刷物類」、「名刺」、「喫煙具類」、「看板類」、「宣伝文書類」などの各品目まで分類され、個々の品目を使用するにあたって注意すべき細則が設定されている。

個々の品目まで細かく分類された理由としては、前述の注意事項にもあるように、①第3者が三菱商標を使用しているかのように外見上見えることをでき

るだけ回避するため、②さらに、三菱鉛筆など三菱商標を掲げる第3者との軋轢を回避するため、具体的には、三菱系企業と関係ない企業でも三菱商標を使用している事例が存在していることについて社会的に公になることを避けるため、などが考えられる。⁽³¹⁾

結語

戦後、三井、三菱、住友の3財閥ではGHQによる一連の財閥解体政策で、財閥の機構そのものが根底から否定された。こうした中、旧財閥系の傘下企業群は、さらに新たな課題に直面した。それは財閥の商号商標の使用禁止令である。変更に伴う多額の出費のみならず、長い間築いてきたブランドの喪失を回避すべく、3つの旧財閥系企業はともに協力して、GHQや日本政府首脳へ陳情を行い、使用禁止令の施行取り止めに成功した。

財閥商号商標の使用禁止令を撤回させて、難題はいっけん解決したかのように見えたが、旧三菱系企業群にとって商号商標問題、とりわけ商標の取り扱い、依然として複数の障害を抱えて重要な経営課題となっていた。戦前の財閥本社における商標登録の遅れとそれに伴う第3者による登録、本社に代わって商標管理を担った三菱商事の解散による商標保全のトラブル、三菱重工業の分割など企業分割によって生じた同一業種における複数企業による商標の使用、財閥家族（岩崎家）との商号商標に関する保有権の明確化、などである。

旧三菱系企業群はこれを機に、1950年代から60年代初頭にかけて、グループ内での商号商標の管理について、管理組織の設置、使用基準マニュアルの作成などを骨子とした基本的な対策を講じた。商号商標のもつ信用性の維持保全のため、外部の第3者による不正使用を防止する一方で、内部のメンバー企業に対しても厳格な使用規定を設けるものであり、このルールは今日の三菱グループにおいても継承されることになった。

参考文献等

- (1) 津田久『私の住友昭和史』、東洋経済新報社、1988年、P95～99によると、住友では1952年8月に全住友商標対策協議会が設置され、1954年6月には住友商標基本協定書に住友系企業が調印していた。
同著で津田久は、「独占禁止法は、自由競争を阻害する契約は原則として認めないが、それぞれの協議が互いに住友の社会的信頼を確保し、その評価を一層高めるように努力し合うという精神的な誓約は、なんら独禁法に触れるものではない。このことは当局も確認しているところである」と、記述している。
- (2) この章の記述は、財団法人三井文庫『三井事業史 本篇第3巻下』、2001年、P900～902。三井不動産株式会社広報室『財閥商号商標護持に関する懇談会記録』、1980年、P15～53、106～139。江戸英雄『私の三井昭和史』、東洋経済新報社、1986年、P82～97。江戸英雄『三井と歩んだ70年』、朝日新聞社、1994年、P135～148に依拠した。以下、個々の引用は省略する。
- (3) 三菱系企業のうち、三菱電機が反対運動に積極的であったのには別の理由がある。前掲『財閥商号商標護持に関する懇談会記録』P110における高杉晋一の証言では、三菱電機は米国のウエスチングハウス社と技術提携しており、社名を変えたり、分割した場合、技術提携の資格がなくなるのではないかとの危惧があった。
- (4) 財団法人三菱経済研究所『三菱のあゆみ』、1997年、P2～3。剣菱については、岩崎家伝記刊行会『岩崎弥太郎伝』(下)、1967年、東京大学出版会、P48。
三菱レイヨン株式会社『30年史 三菱レイヨン株式会社』、1964年、P263によると、「当初のものが、今日と同じ正三角形60度角のものであったかどうかについては明確ではないが、大正3(1914)年6月スリーダイヤモンドを三菱合資会社の登録商標として以来、その形は正三角形60度角のもの(現在の三菱のマーク 筆者注)に統一された」と記述されている。
- (5) 三菱商事株式会社『三菱商事社史 上巻』、1986年、P137～138。
木村三朗・大村昇『新・商標とサービスマークがわかる12章』、ダイヤモンド社1997年、P34～38によると、1996(平成8)年の商標法改正まで、商標出願は商標法施行令で示されている各類別ごとに、商品指定して(各類別の一括、もしくは各類別の中の一部の商品)登録する必要があり、1884年時は65類であった。その後区分は1899(明治32)年に74類、1909(明治42)年に67類、1921(大正10)年に70類、1959(昭和34)年に34類にそれぞれ改正された。1991(平成3)年の改正では、サービスマークの登録が可能となったのを機に、日本も国際分類の採用に踏み切った経緯があり、類別の区分は商品で34類、サービスで8類の合計42

類になった。その後1996年になって、1件の出願で多区分に属する商品・サービスにもその適用が認められるようになった。

(6) 三菱商標事務打合会『三菱マーク使用基準』1974年、P45。

(7) 三菱鉛筆株式会社『時代を書きすすむ 三菱鉛筆100年』、1986年、P70～72。

同書P111～114によると、眞崎鉛筆製造所は、その後1925年に眞崎大和鉛筆に社名を改称した。戦後の財閥商号商標の使用禁止令が公布された際、眞崎大和鉛筆も三菱の商号商標の使用が禁止にされそうになった。眞崎大和鉛筆ではGHQに日参し、三菱財閥とは人的にも資本的にも関係のないことを説明し、条件付きで三菱鉛筆の名称と三菱商標の使用が認められた。その条件は、会社および商品名が三菱財閥とは無関係であることを社告の形で公告し、商品にもその旨を明記するものであった。公告文案に「非財閥」や「NON財閥」の文言を明記し、全商品を回収してそのラベルを貼るなど、販売会社や小売店を巻き込む大騒動となった。1952（昭和27）年6月に、眞崎大和鉛筆は三菱鉛筆へ改称した。

(8) 三菱商事株式会社『三菱商事社史 上巻』、1986年、P137～138。買い取りの件は、石黒俊夫『三菱商標に関する報告書』、1953年、P7、東京大学経済学部図書館所蔵。

(9) 原輝史「戦前フランス三菱の経営活動」、『経営史学』第35巻第2号、2000年、P9～11。

(10) 前掲『三菱商標に関する報告書』P7～13。

1947年11月に解散させられた三菱商事からは160社以上にもものぼる新会社が設立されたが、その中で1950年4月に、当時清算中であった三菱商事は第2会社として光和実業を設立した。光和実業は1952年8月に三菱商事に改称しており、1953年時の三菱商事はこの光和実業に相当するものと考えられる。その後1954年7月に、三菱商事（光和実業）に、不二商事、東西交易、東京貿易が合併する形で、三菱商事の大合同が実現した。

(11) 前掲『三菱商標に関する報告書』P59～61。

三菱商事は中国においても、三菱商標を約80件を登録していた。このうち約40件は満州国においてである。

(12) 前掲『三菱商標に関する報告書』P7～8。

(13) 前掲『三菱商標に関する報告書』P7～8、65～66。

(14) 三菱広報委員会『みつびしプロフィール2001』、2001年、に記載されている年表を参照した。

(15) 前掲『三菱商標に関する報告書』P19～31。

(16) 三菱重工業株式会社『海に陸にそして宇宙へ：続三菱重工業社史 1964—1989』、

1990年、P33～35、50～56。

- (17) 三菱重工業株式会社『新三菱重工業株式会社史』、1967年、P507～508。

その後、3重工会社は三菱化工機との共同で三菱商標を登録申請し、1954年3月に登録を完了した。正確な登録状況は以下の通りである。

1954年3月3日。第17類（汽缶、汽機、揚水機、送風機、その他他類に属せざる機械器具およびその各部。ただし捺染ロール、冷蔵庫、裁縫機およびその各部ならびにこれらの類似商品を除く）における「三菱商標」について、三菱3重工および三菱化工機と共有で登録。

同日、「Three Diamonds」文字について、三菱3重工および三菱化工機と共有で登録。

1954年3月10日。第20類（車両・船舶その他運搬用機械器具およびその各部）における「三菱商標」について、三菱3重工で共有の登録。

同日、「三菱」文字について、三菱3重工で共有の登録。

同日、「ミツビシ」文字について、三菱3重工で共有の登録。

同日、「MITSUBISHI」文字について、三菱3重工で共有の登録。

- (18) 三菱重工業株式会社『三菱造船株式会社史』、1967年、P220。

前掲『新三菱重工業株式会社史』における製品写真を見ても、三菱造船と同様に、三菱商標に近接して社名を表記しており、三菱3重工では同じような対応がとられていたものと推測される。

- (19) 前掲『三菱商標に関する報告書』P48。

- (20) 三菱鋁業株式会社『三菱鋁業社史』、1967年、P828。

前掲『三井と歩んだ70年』P130～131における江戸英雄の記述では、三井では1954年以降、三井の商号商標使用に対して、三井11家に使用料を支払うことになり、各三井家の貴重な生活財源になった。三菱において、岩崎家に商号商標の使用料に相当する金銭が支払われているかは不明である。

- (21) 拙稿「三菱財閥から三菱グループへの移行過程」、『経営史学』第32巻第2号、1997年、P51～52。前掲『三菱商標に関する報告書』P39～56。

- (22) 三菱広報委員会『みつびし』1969年5月号、P10。

前掲『私の住友昭和史』P95～99、および前掲『私の三井昭和史』P90によると、住友、三井でも三菱と同様に商号商標保全のための組織がつけられている。

住友では前述したように、1952年8月に全住友商標対策協議会を設置し、1954年6月には住友商標基本協定書を作成、これに住友系企業が調印していた。

三井でも正確な設立年時は不明だが、商号・商標保全会が設置された。ここでは、商号をやたらに使用させず、共通のトレードマークや会社名の問題について協議

し、使う場合には使用料をもらうことにして、三井家への費用支出に充当している。

(23) 三菱グループのポータルサイトのアドレスは、<http://www.mitsubishi.com> である。該当する文章は、2003年1月17日にアクセスをした時の文章である。

(24) 大阪高判1966年4月5日・高民集19巻3号P215・判例時報451号P41の「三菱建設」についての裁判例。

最近でも同様な事件が起きている。2002年12月4日の日本経済新聞夕刊によると、2002年12月、東京で三菱の名を無許可で使用し、貸金業を営んでいた業者（三菱第一信用）が、東京三菱銀行からの商標侵害の訴えにより、商標法違反で送検されるという事件が起きた。

(25) 前掲『三菱商標に関する報告書』P33、43～44。

(26) 前掲『三菱商標に関する報告書』P8～9。

(27) 前掲『三菱商標に関する報告書』P52～53。

橘川武郎「戦後型企業集団の形成」、法政大学産業情報センター・橋本寿朗・武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』、東京大学出版会、1992年、P279～280によると、戦後の三菱グループにおいては、三菱商号の付与と社長会への入会が密接不可分の関係になっていたと指摘されている。たとえば1950年代から60年代にかけて、三菱の社長会に入会した複数の化学系企業では、社長会への入会前後に社名を変更して三菱の商号を掲げるようになった。具体的には、1958年8月にモンサント化成は三菱モンサント化成に、62年6月に長浜樹脂は三菱樹脂に、同じく62年6月に江戸川化学は三菱江戸川化学にそれぞれ社名変更した。

また、商号商標の付与にあたって厳格な審査があるということは、優良な会社のみがその資格を持つということで、三井・三菱・住友の商号を付けている企業は倒産しない（倒産させない）という話（噂）とも整合的である。ただし、三井埠頭という会社が、80年代後半に住友グループに株式を買い占められて経営の実権を乗っ取られ、その後1998年に倒産したという事例がある。

(28) 前掲『みつびし』1969年5月号、P10。

(29) 東洋経済新報社『週刊東洋経済臨時増刊 日本の企業グループ2002』、2002年、における子会社一覧を参照した。

(30) 前掲『三菱マーク使用基準』P5～6。この節の記述は、すべて同著に依拠した。以下、個々の引用は省略する。

(31) 前掲『みつびし』1971年2月号、P2～7では、政経通信社が行った一般消費者1000人のアンケート結果で、三菱という言葉から何を連想するかという問いに対する回答の上位に、企業・製品に関係ものとして「鉛筆」があげられている。

この結果を踏まえて、三菱系企業数社の広報担当者による座談会では、「(三菱)鉛筆もわれわれの三菱だと思ってくれることは、むしろわれわれにとってプラスです。子供の時から親しまれている。その子供が大きくなって考えると、鉛筆の浸透力に便乗するというので、ただ、鉛筆がダウンされるとこちらにも被害がある(笑)」という広報担当者によるコメントがある。三菱グループとして、三菱鉛筆の存在を認め、商号商標や商品競合などでの無用な摩擦を避け、共存共栄の方針をもっていることがうかがえる。

(ひらい がくや 本学助教授)